

別表六(十九)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(十九)

令六・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						
促 進 区 域	1					
承認地域経済牽引事業の内容	2					
資 産 区 分	資 種 類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
	取 得 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差 引 改 定 取 得 価 額 (8) - (9)	10				

「20」欄

法 人	地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2第2項」 ② 「区分番号」欄：「00599」 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額					
取 得 価 額 の (10)の合計						
同上のうち機械及び装置並びに備品に係る額						

同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	13		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((15)と(17)のうち少ない金額)	18		
同上のうち地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業の用に供したものに係る額	14		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の⑩」)	19		
税 額 控 除 限 度 額 $((12) - (13)) \times \frac{4}{100} + ((13) - (14)) \times \frac{5}{100} + (14) \times \frac{6}{100} + ((11) - (12)) \times \frac{2}{100}$	15		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (18) - (19)	20		

機 械 設 備 等 の 概 要

--